

○厚生労働省告示第五十三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十三条の規定に基づき、高所作業車運
転技能講習規程（平成二年労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日
から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一条中「別表第二十第二十二号」を「別表第二十第二十一号」に改める。